

一般財団法人京都市市町村職員厚生会自主活動支援要項

平成 18 年 4 月 1 日

施 行

改正 平成 25 年 3 月 26 日

改正 令和 4 年 2 月 16 日

一般財団法人京都市市町村職員厚生会（以下「この法人」という。）が、所属所を越えて活動する現職会員の自主的な文化・スポーツ活動を支援する基準は、この要項による。

- 1 この要項による支援を希望するクラブ・サークル等（以下「団体」という。）は、理事長あてに登録申請を行わなければならない。
- 2 登録の基準は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 会則、役員を有し、年間を通じ定期的に活動している団体であること。
 - (2) 現職会員で構成する 15 人以上の団体で、かつ、3 所属所（運営委員候補者推薦区）以上の現職会員で構成する団体であること。
- 3 登録は、現職会員・役員名簿、規約、活動計画書その他理事長が指定する書面を添えて行うものとする。
- 4 理事長は、特に危険度の大きい種目や市民的な理解の得難い種目や活動は、これを認めないことができる。
- 5 この法人が行う支援等は、次のとおりとする。
 - (1) 広報紙等による活動の紹介
 - (2) 助成金等の交付
 - (3) その他理事長が特に認めたもの。
 - (4) 第2号の支援は、毎事業年度予算において定める。
- 6 支援申請は、理事長が指定した様式及び書面を添えて申請するものとする。
- 7 助成金等の交付を受けた団体は、理事長が指定した日までに活動報告を提出しなければならない。
- 8 この法人は、この法人の事業の一部を登録団体に委託し、又は協力を求め、あるいは共催して行うことができる。この場合の基準は、理事長が定める。
- 9 この要項による登録団体に対しては、傷害見舞金の適用を除外する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日）

この要項は、一般財団法人京都市市町村職員厚生会の設立の登記の日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 16 日）

この要項は、改正の日から施行する。